

令和8年6月1日より、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額が改正されることに伴い、令和8年度版後期高齢者医療制度のごあんないにおきまして、以下のとおり一部記載内容に変更がございましたので、周知いたします。

【該当箇所】 12ページ

自己負担限度額など

入院時の食費の負担額

入院したときは医療費とは別に、下記の食費（1食あたり）の自己負担が必要です。

負担区分		食費
一般（Ⅰ・Ⅱ）・現役（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）		510円※1
区分Ⅱ	過去1年の入院日数が90日以下	240円
	過去1年の入院日数が91日以上	190円※2
区分Ⅰ		110円

※1 指定難病患者等一部のの方は、300円の場合があります。

※2 過去1年間で区分Ⅱの認定を受けている期間の入院日数が91日以上の場合、申請することで申請日の翌月から190円の食費が適用されます（申請日から申請日の属する月末までの食費差額については、申請により療養費の支給を受けます。）。

食費
550円※1
270円
220円※2
130円

330円

220円

療養病床（入院時の食費・居住費の負担額）

療養病床に入院したときは医療費とは別に、下記の食費（1食あたり）と居住費（1日あたり）の自己負担額が必要になります。ただし、指定難病患者については居住費の負担はなく、食費は一般病床と同様になります。

負担区分	食費	居住費
一般（Ⅰ・Ⅱ）・現役（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）	510円※1	370円
区分Ⅱ	240円	
区分Ⅰ	140円	0円
	老齢福祉年金受給者等※2	

※1 一部の医療機関では、470円の場合があります。

※2 老齢福祉年金受給者、境界層該当者。

食費	居住費
550円※1	430円
270円	
160円	
130円	0円

510円